

千葉県議会議員定数等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和5年4月に執行予定の千葉県議会議員選挙に係る千葉県議会議員の定数等の総合調整を図るため、千葉県議会内に千葉県議会議員定数等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 議員の定数等に関すること。
- (2) その他必要なこと。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、千葉県議会議員であって、別表に基づき各会派から推薦された者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 各会派の都合により委員を変更する必要があるときは、委員長の下承を得て委員を変更することができる。
- 3 委員に事故あるときは、その委員の所属会派から代理者を出席させることができる。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

- 2 役員は、委員会において互選する。
- 3 委員長は、委員会を総括し、会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ、関係機関の職員等の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 議長及び副議長の職にある者は、委員会に出席し、発言することができる。
- 4 委員長の許可を受けた者は、委員会を傍聴することができる。
- 5 委員会は、その決するところにより、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、千葉県議会事務局が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

別表

会 派 名	委員数	備 考
自 由 民 主 党	9	
立 憲 民 主 ・ 千 葉 民 主 の 会	3	
公 明 党	2	
千 翔 会	1	
合 計	15	
共産党、平和党、県民声、市民ネ、 リベ民、無所属	1	オブザーバー

千葉県議会議員定数等検討委員会委員等名簿

正副委員長

	氏 名	備 考
委 員 長	阿部 紘一	
副 委 員 長	高橋 浩	

委 員

会 派 名 称	氏 名	備 考
自 由 民 主 党	石 橋 清 孝 佐 野 彰 木 下 敬 二 林 幹 人 斉 藤 守 三 沢 智 伊 豆 倉 雄 太 田 中 幸 太 郎	
立 憲 民 主 ・ 千 葉 民 主 の 会	松 戸 隆 政 菊 岡 た づ 子	
公 明 党	秋 林 貴 史 仲 村 秀 明	
千 翔 会	大 崎 雄 介	
共 産 党 、 平 和 党 、 県 民 声 市 民 ネ 、 リ ベ 民 、 無 所 属	み わ 由 美	オブザーバー

千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例

昭和四十九年十月二十一日
条例第五十五号

改正	昭和五六年 三月二四日条例第一二号	昭和五七年一二月二三日条例第四四号
	昭和六一年一二月一九日条例第四五号	平成 三年 一月二一日条例第一号
	平成 三年 二月二二日条例第二号	平成 四年 三月二六日条例第五六号
	平成 四年 七月 三日条例第六三号	平成 六年一二月二二日条例第三八号
	平成 六年一二月二二日条例第四三号	平成 八年 三月二五日条例第一五号
	平成一〇年一二月二二日条例第四六号	平成一三年 二月二三日条例第二五号
	平成一四年 三月二六日条例第三七号	平成一四年一二月二〇日条例第七〇号
	平成一五年 三月 七日条例第四一号	平成一六年一二月一〇日条例第七〇号
	平成一八年一二月 五日条例第六三号	平成二四年一二月二一日条例第一〇一号
	平成二六年一〇月二一日条例第五二号	平成二九年 三月 七日条例第一八号

千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例

題名改正〔平成一四年条例七〇号〕

(定数)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、千葉県議会議員の定数は、九十四人とする。

追加〔平成一四年条例七〇号〕、一部改正〔平成一八年条例六三号・二九年一八号〕

(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第一項及び第八項の規定により、千葉県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選挙区		議員数
名称	区域	
長生郡選挙区	長生郡の区域	一人
千葉市中央区選挙区	千葉市中央区の区域	三人
千葉市花見川区選挙区	千葉市花見川区の区域	三人
千葉市稲毛区選挙区	千葉市稲毛区の区域	二人
千葉市若葉区選挙区	千葉市若葉区の区域	二人
千葉市緑区選挙区	千葉市緑区の区域	二人
千葉市美浜区選挙区	千葉市美浜区の区域	二人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	銚子市の区域及び香取郡東庄町の区域	二人
市川市選挙区	市川市の区域	六人
船橋市選挙区	船橋市の区域	七人
館山市選挙区	館山市の区域	一人
木更津市選挙区	木更津市の区域	二人
松戸市選挙区	松戸市の区域	七人
野田市選挙区	野田市の区域	二人
茂原市選挙区	茂原市の区域	二人
成田市選挙区	成田市の区域	二人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	佐倉市の区域及び印旛郡酒々井町の区域	三人
東金市選挙区	東金市の区域	一人
旭市選挙区	旭市の区域	一人
習志野市選挙区	習志野市の区域	二人
柏市選挙区	柏市の区域	五人
勝浦市・夷隅郡選挙区	勝浦市の区域及び夷隅郡の区域	一人

市原市選挙区	市原市の区域	四人
流山市選挙区	流山市の区域	二人
八千代市選挙区	八千代市の区域	三人
我孫子市選挙区	我孫子市の区域	二人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	鴨川市及び南房総市の区域並びに安房郡の区域	二人
鎌ヶ谷市選挙区	鎌ヶ谷市の区域	二人
君津市選挙区	君津市の区域	二人
富津市選挙区	富津市の区域	一人
浦安市選挙区	浦安市の区域	二人
四街道市選挙区	四街道市の区域	二人
袖ヶ浦市選挙区	袖ヶ浦市の区域	一人
八街市選挙区	八街市の区域	一人
印西市・印旛郡栄町選挙区	印西市の区域及び印旛郡栄町の区域	二人
白井市選挙区	白井市の区域	一人
富里市選挙区	富里市の区域	一人
匝瑳市選挙区	匝瑳市の区域	一人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	香取市の区域並びに香取郡神崎町及び多古町の区域	二人
山武市・山武郡選挙区	山武市の区域及び山武郡の区域	二人
いすみ市選挙区	いすみ市の区域	一人
大網白里市選挙区	大網白里市の区域	一人

一部改正〔昭和五六年条例一二号・六一年四五号・平成三年一号・二号・四年五六号・六三号・六年三八号・四三号・八年一五号・一〇年四六号・一三年二五号・一四年三七号・七〇号・一五年四一号・一六年七〇号・一八年六三号・二四年一〇一号・二六年五二号・二九年一八号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
(各選挙区において選挙すべき千葉県議会議員の数を定める条例等の廃止)
- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 各選挙区において選挙すべき千葉県議会議員の数を定める条例（昭和四十一年千葉県条例第五十五号）
 - 二 千葉県議会議員選挙における選挙区の特例に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第三十五号）（茂原市選挙区及び長生郡選挙区の区域に係る特例）
- 3 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十条第一項の規定により、議員の選挙における茂原市選挙区及び長生郡選挙区の区域は、第二条の規定にかかわらず、茂原市と長生郡本納町との合併が行われた日から当該合併の日以後始めて行われる一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日までの間は、なお当該合併の日の前日におけるそれぞれの選挙区の区域とする。

附 則（昭和五十六年三月二十四日条例第十二号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十三日条例第四十四号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月十九日条例第四十五号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成三年一月二十一日条例第一号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成三年二月二十二日条例第二号）

この条例は、平成三年四月（中略）八日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第五十六号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年七月三日条例第六十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日条例第三十八号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日条例第四十三号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成六年十二月規則第七十七号で、同六年十二月二十五日から施行）

附 則（平成八年三月二十五日条例第十五号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十年十二月二十二日条例第四十六号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成十三年二月二十三日条例第二十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第三十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十日条例第七十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

（千葉県議会議員の定数を減少する条例の廃止）

- 2 千葉県議会議員の定数を減少する条例（昭和五十三年千葉県条例第五十三号）は、廃止する。

附 則（平成十五年三月七日条例第四十一号）

この条例は、平成十五年六月六日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十日条例第七十号）

この条例は、平成十七年二月十一日から施行する。

附 則（平成十八年十二月五日条例第六十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

（千葉県議会議員の選挙区の特例に関する条例の廃止）

- 2 千葉県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成十七年千葉県条例第一号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に千葉県議会議員の職にある者に係る千葉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年十二月二十一日条例第百一号）

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月二十一日条例第五十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年三月一日から施行する。

（検討）

- 2 次々回の一般選挙（この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される千葉県議会議員の一般選挙後、初めてその期日を告示される千葉県議会議員の任期満了に伴う一般選挙をいう。）に向けて、千葉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての抜本的な見直しを速やかに開始し、逆転区（二の選挙区の一方向の選挙区の人口が他方の選挙区の人口より多いにもかかわらず、当該一方の選挙区において選挙すべき議員の数が当該他方の選挙区において選挙すべき議員の数より少ない状況をいう。）の是正をはじめとする選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正を行うものとする。

附 則（平成二十九年三月七日条例第十八号）

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に千葉県議会議員の職にある者に係る千葉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。